

総会企画委員会規程

2019年5月19日制定

2022年12月7日改定

1. 本学会定款第4条に定める「会員の研究促進を目的とする会合」である総会で開催するシンポジウム等を企画するために、総会企画委員会を設ける。
2. 委員は次の各項にあたる会員より理事会において、10名程度を選出する。
 - (1) 理事およびその経験者
 - (2) その他、適任と考えられる会員
3. 委員長は委員の中から、理事会の議を経て理事長が指名する。
4. 委員の任期は委嘱した年度の翌々年度の3月31日までとし、毎年、委員の半数程度を新たに委嘱することとする。ただし、任期満了後も、担当した企画のまとめ等、関連する業務は行うこととする。